

勝浦町
第2期子ども・子育て支援事業計画
〔案〕

令和2(2020)年2月

勝浦町

目次

第1章 策定にあたって	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口等の状況.....	3
2 アンケート調査結果の概要.....	7
第3章 基本的な方向	12
1 基本理念.....	12
2 施策の柱.....	12
3 施策の体系.....	13
第4章 施策の展開	14
1 就学前教育・保育の充実.....	14
2 地域子ども・子育て支援の充実.....	17
3 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援.....	29
4 子ども・子育てにやさしい地域社会づくり.....	33
第5章 推進に向けて	42
1 子ども・子育て会議を通じた計画の評価・推進.....	42
2 関連施策との連携の推進.....	42
3 広域市町村や県との連携の推進.....	42

第1章 策定にあたって

1 計画策定の目的

勝浦町では、平成26（2014）年度に「勝浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を進めてきました。

「子ども・子育て支援事業計画」は、幼児期の教育・保育の充実等をめざす「子ども・子育て支援法」に基づき市町村が策定する計画で、本町では、それまで策定していた「次世代育成支援行動計画」の後継計画の位置づけをもつものです。

同計画は、5か年を1期として策定するものとされており、令和元（2019）年度に同計画の計画期間が満了することから、その推進状況をふまえ、「勝浦町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第60条の「内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針」を踏まえ、同法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」は、策定が義務から任意に位置づけが変更されており、国の基本指針において、「各地域の実情に応じて、必要な特定の事項のみの策定とすることも差し支えない」とされたことから、「勝浦町第2期子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援の主要施策を厳選して掲載します。

また、本計画は、上位計画である「勝浦町総合計画」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

■子ども・子育て支援事業計画の法的位置づけ

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

■次世代育成支援行動計画の法的位置づけ

次世代育成支援対策推進法

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。

（年度）								
令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)
計画 策定	第2期子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					次期計画策定	第3期計画 (令和7年度～)		

4 策定体制

本計画の策定にあたって、就学前児童がいる世帯の保護者と、小学生の保護者に対し、平成31年3月1日～3月22日に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育ての現状や、子ども・子育て支援に関する意向の把握を行いました。

また、勝浦町子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ、策定しました。

■子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施状況

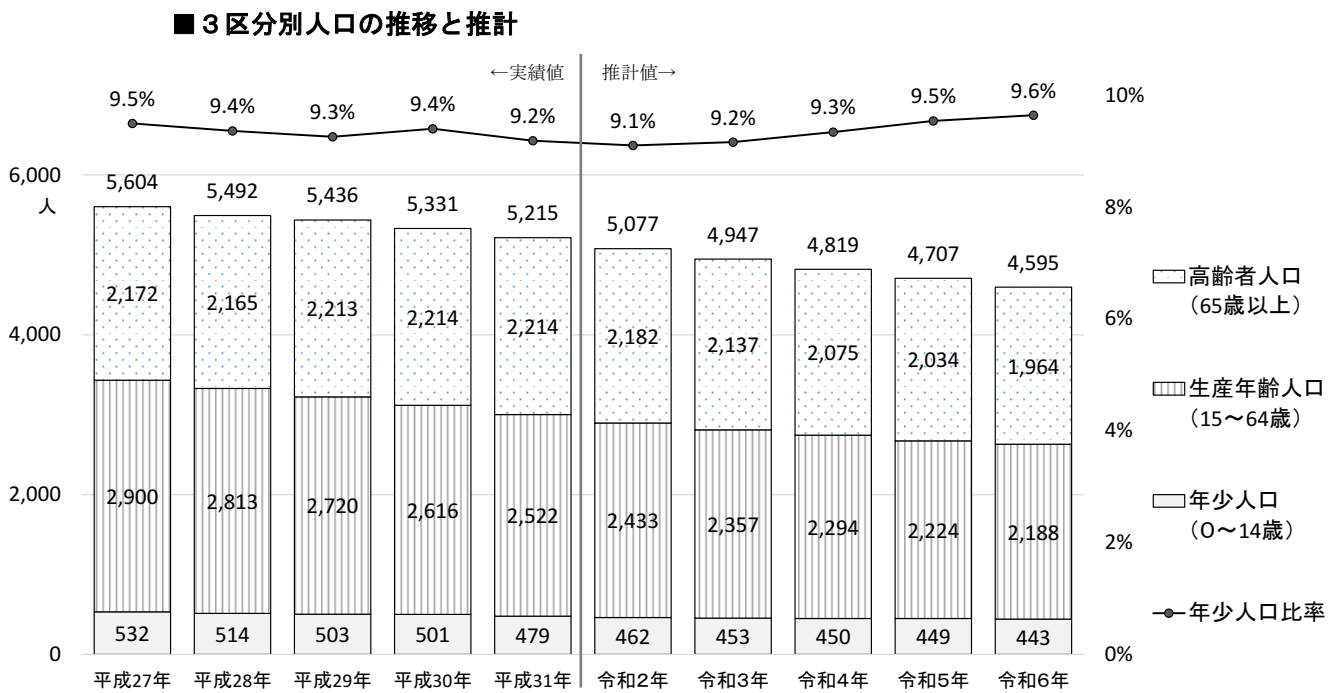
	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	133	103	77.4%
小学生児童の保護者	147	126	85.7%
合 計	280	229	81.8%

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

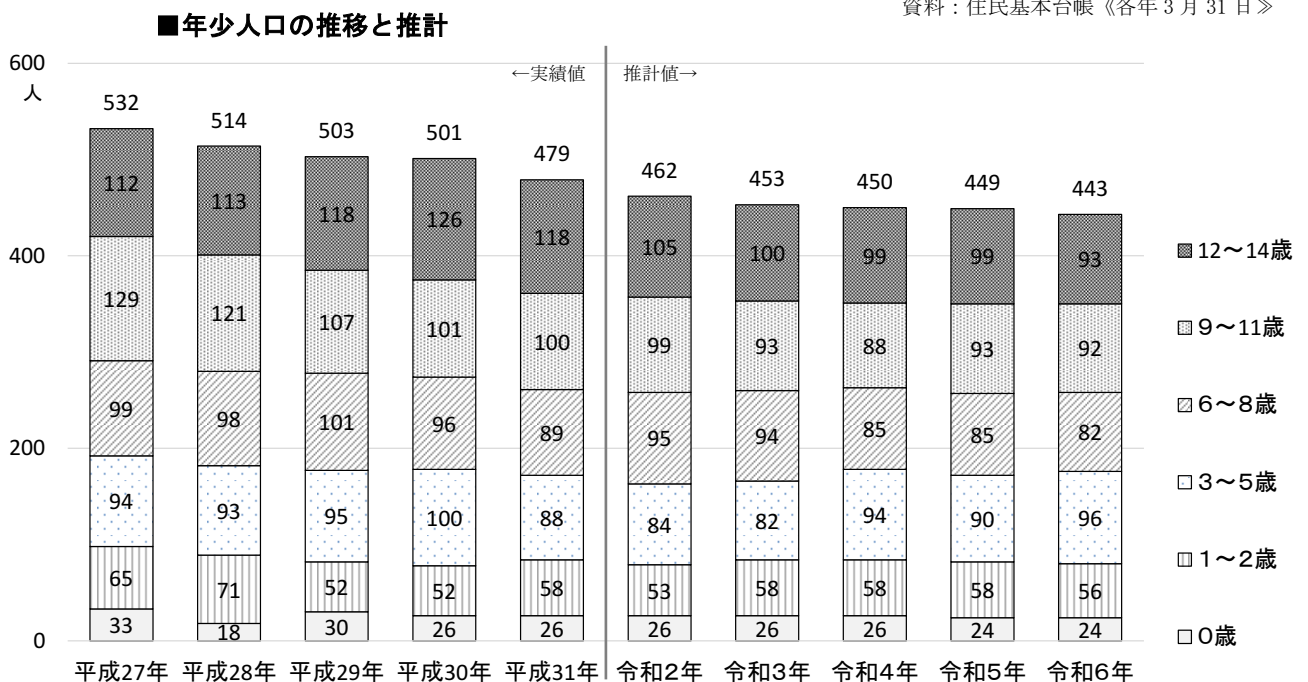
1 人口等の状況

1)人口の推移と推計

住民基本台帳によると、本町の人口は減少傾向が続いており、コーホート変化率法により推計すると、令和6（2024）年には4,595人、年少人口（0～14歳）は443人になると見込まれます。



資料：住民基本台帳《各年3月31日》

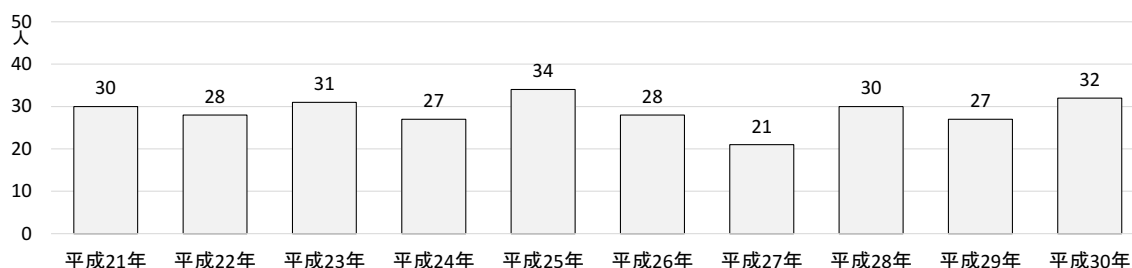


資料：住民基本台帳《各年3月31日》

2) 出生の動向

過去 10 年間の出生数は、年によってばらつきはありますが、概ね年間 30 人前後で推移しています。

■ 出生数の推移



資料：人口動態統計（各年 1～12 月）

3) 子育て世帯の状況

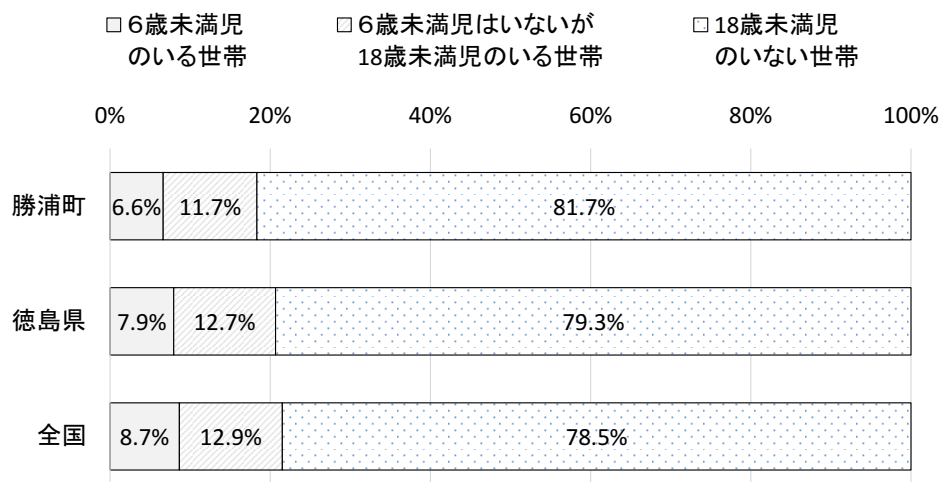
平成 27 年国勢調査によると、本町の一般世帯 1,853 世帯のうち、6 歳未満児のいる世帯は 123 世帯（6.6%）、6 歳以上 18 歳未満の児童のいる世帯は 217 世帯（11.7%）で、全国平均や県平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。

また、6 歳未満児のいる 123 世帯のうち、夫婦と子どもから成る世帯は 69 世帯、母子世帯は 2 世帯、三世帯同居などは 52 世帯で、夫婦と子どもから成る世帯の構成比が全国平均や県平均より低く、三世帯同居の構成比が高い状況です。

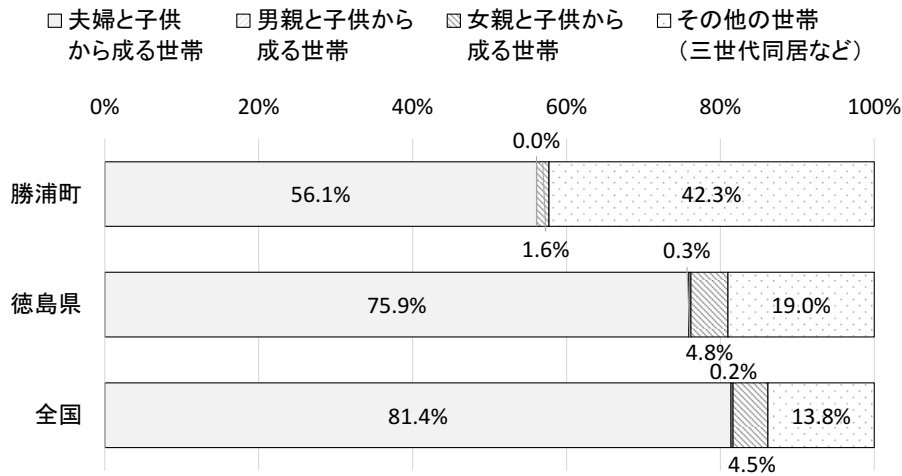
■ 子どものいる一般世帯の数と構成比（平成 27 年国勢調査）

	合計	6歳未満児のいる世帯	18歳未満児のいる世帯	18歳未満児のいない世帯	6歳未満児のいる世帯	18歳未満児のいる世帯	18歳未満児のいない世帯
合計	1,853	123	217	1,513	7%	12%	82%
夫婦と子どもから成る世帯	370	69	92	209	19%	25%	56%
男親と子どもから成る世帯	32	0	5	27	0%	16%	84%
女親と子どもから成る世帯	126	2	19	105	2%	15%	83%
その他の世帯(三世帯同居など)	1,325	52	101	1,172	4%	8%	88%

■ 子どものいる世帯構成比の全国平均・県平均との比較（平成 27 年国勢調査）



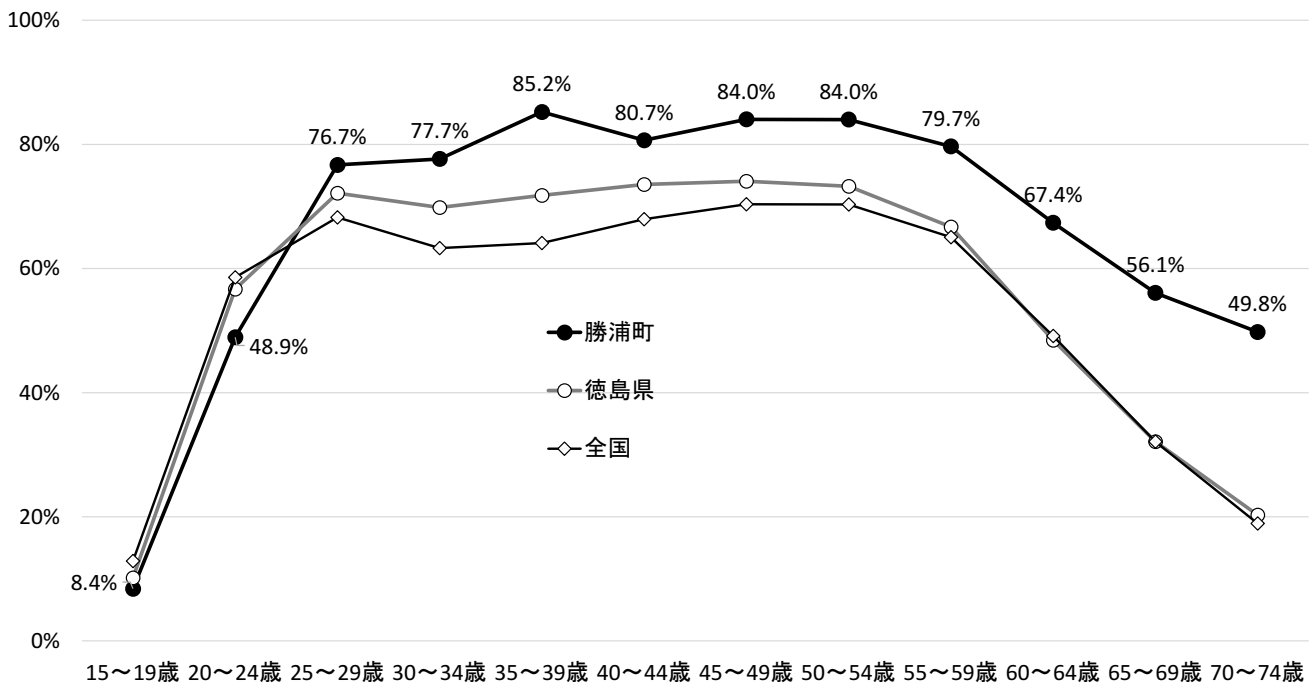
■ 6歳未満児のいるひとり親世帯等の構成比（平成27年国勢調査）



4) 女性の就業状況

平成27年国勢調査で女性の年齢別の就業率をみると、25～29歳で76.7%、30～34歳で77.7%、35～39歳で85.2%、40～44歳で80.7%となっており、いわゆる出産・子育て期の就業率は県平均や全国平均より高くなっています。

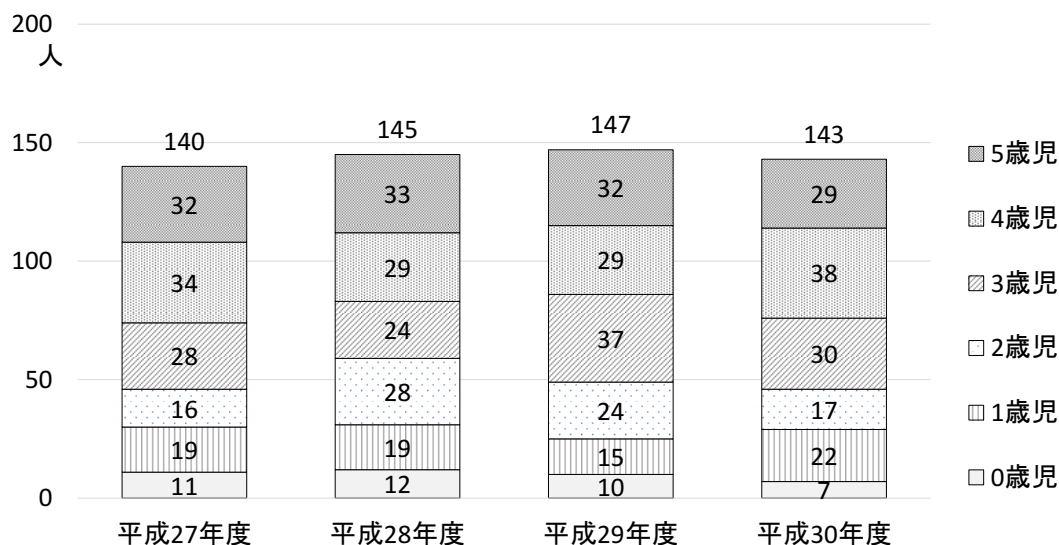
■ 女性の年齢別就業率（平成27年国勢調査）



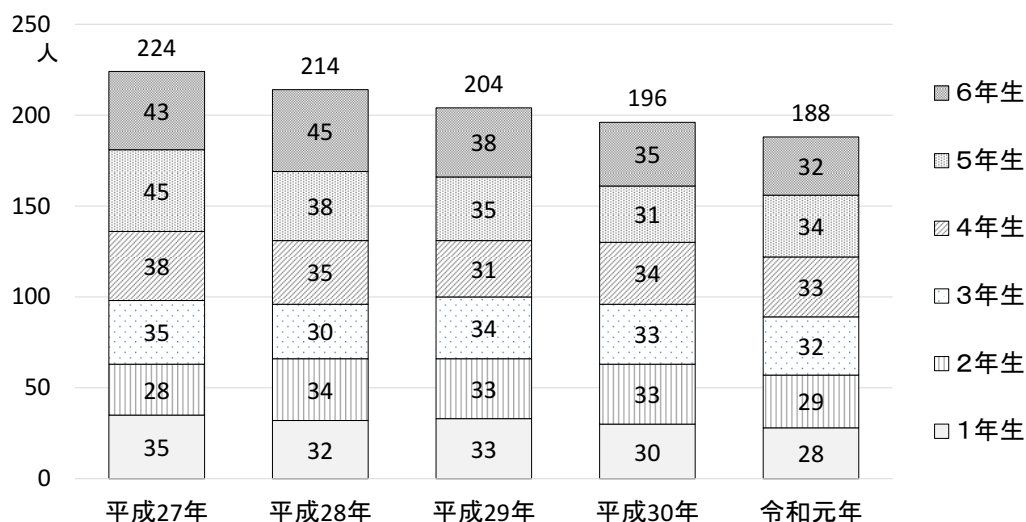
5) 保育園・小学校の通園・通学の状況

近年の保育園・小学校の通園・通学の状況をみると、保育園（他市町村への通園も含む）は平成30年度末で143人が通園しており、小学校は令和元年5月現在で188人が通学しています。保育園の通園児数は、140人台で横ばい傾向で推移していますが、小学校の児童数は、減少傾向で推移しています。

保育園の園児数（各年度末現在）



小学校の児童数（各年5月1日現在）



2 アンケート調査結果の概要

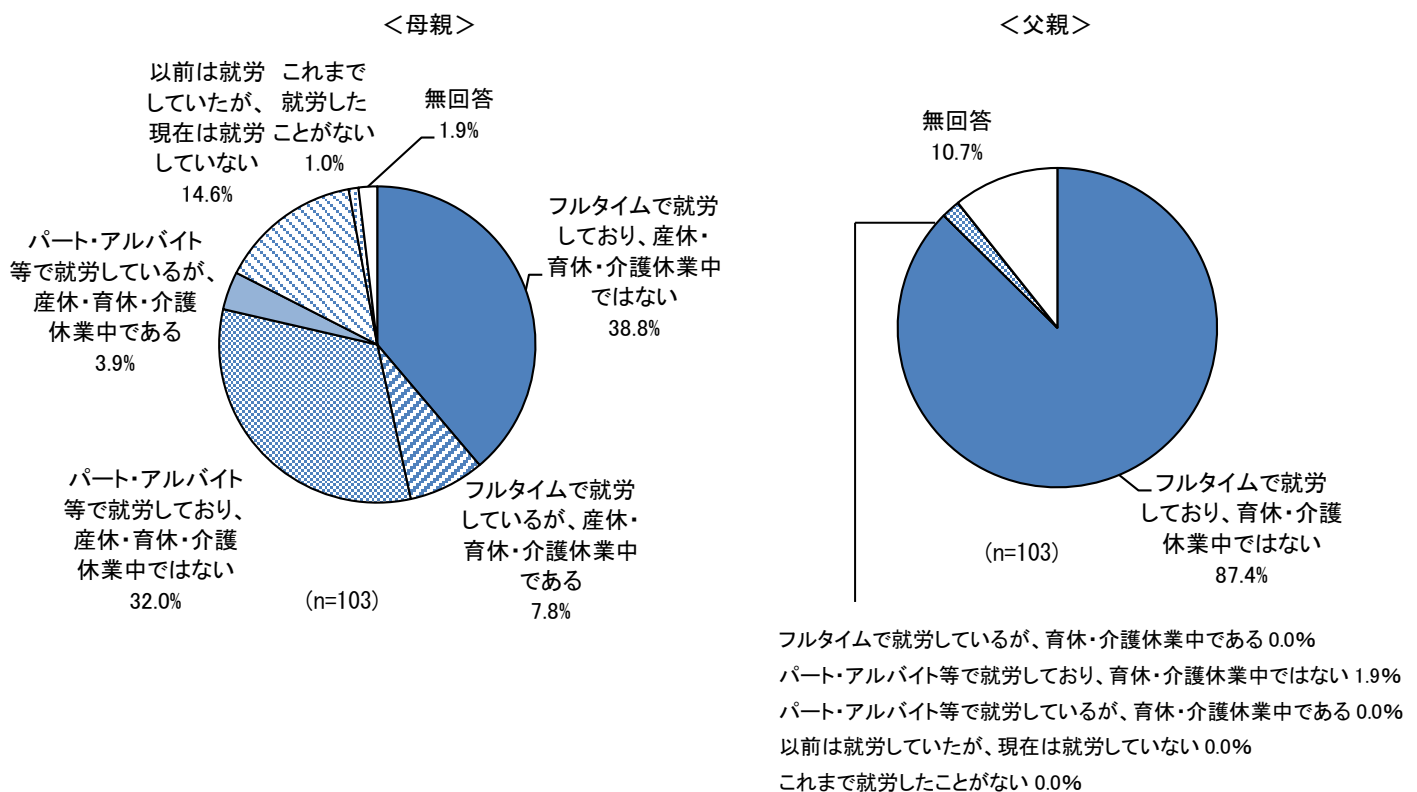
平成 30 年度に実施したアンケート調査の結果の概要は、以下のとおりです。

1) 保護者の就労状況〔就学前児童アンケート〕

就学前児童アンケートによると、母親の就労状況は、産休・育休・介護休業中も含め、「フルタイム」が4割強で、「パート・アルバイト等」が4割弱、「就労していない」が15%程度で、多くの方が就労している状況です。

父親は、無回答を除くとほとんどが「フルタイム」で就労しており、本町の就学前児童のいる家庭の多くは、共働き家庭であることがわかります。

■ 保護者の就労の有無

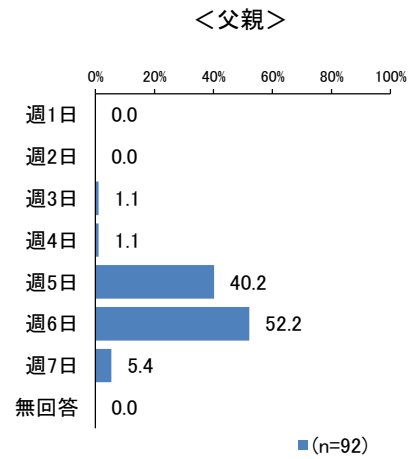
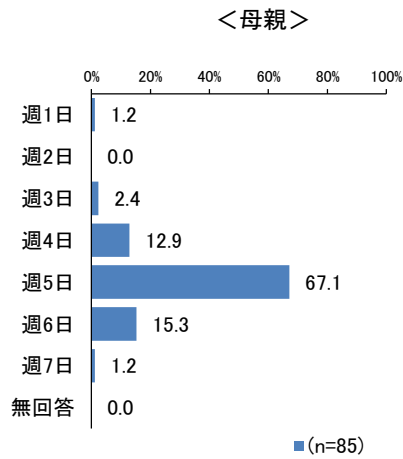


週あたりの就労日数は、父親では「週 6 日」が最も多く、母親も「週 5 日」が7割近くを占めています。

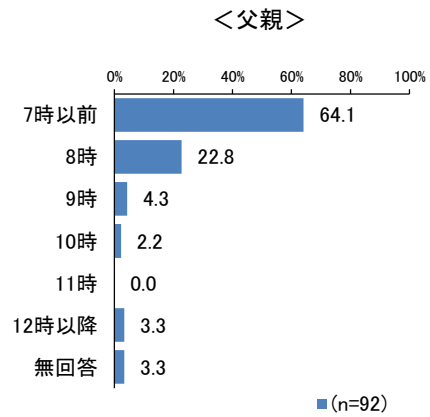
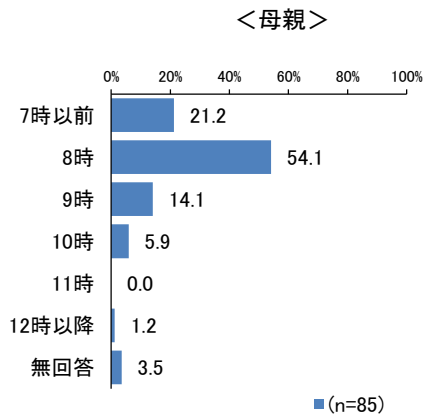
また、就労で家を出る時間をみると、父親では7時台以前が6割を超えており、就労から家に戻る時間についても、父親の約4分の1が20時以降と回答しています。

これらから、本町の子育て家庭では、平日の早朝や夕方遅く、土曜など、幅広い時間帯で保育ニーズがあることが推察されます。

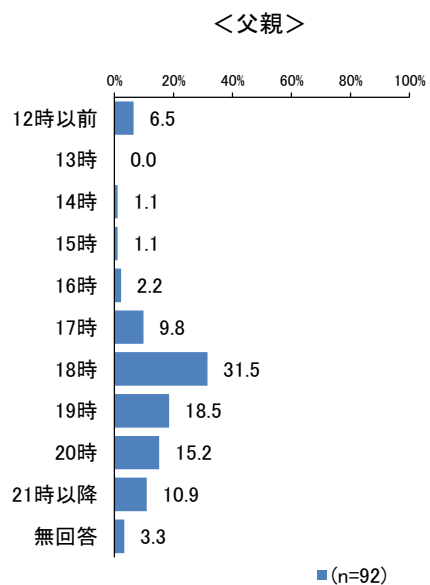
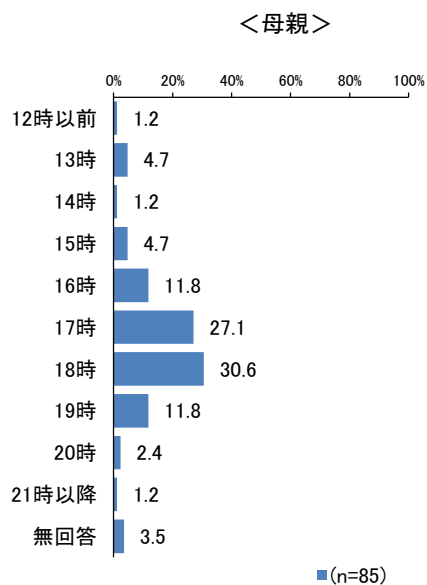
■保護者の週あたりの就労日数



■就労で家を出る時間



■就労から家に戻る時間

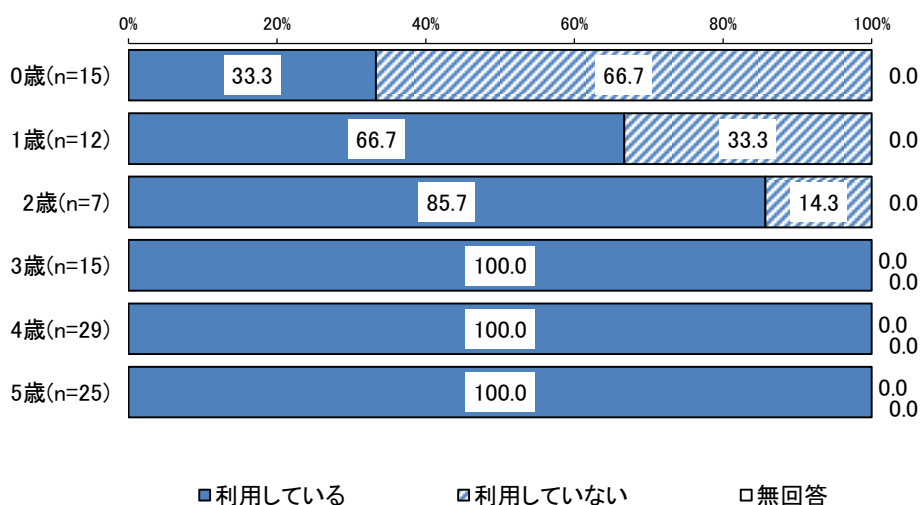


2) 保育園等の利用状況・利用意向〔就学前児童アンケート〕

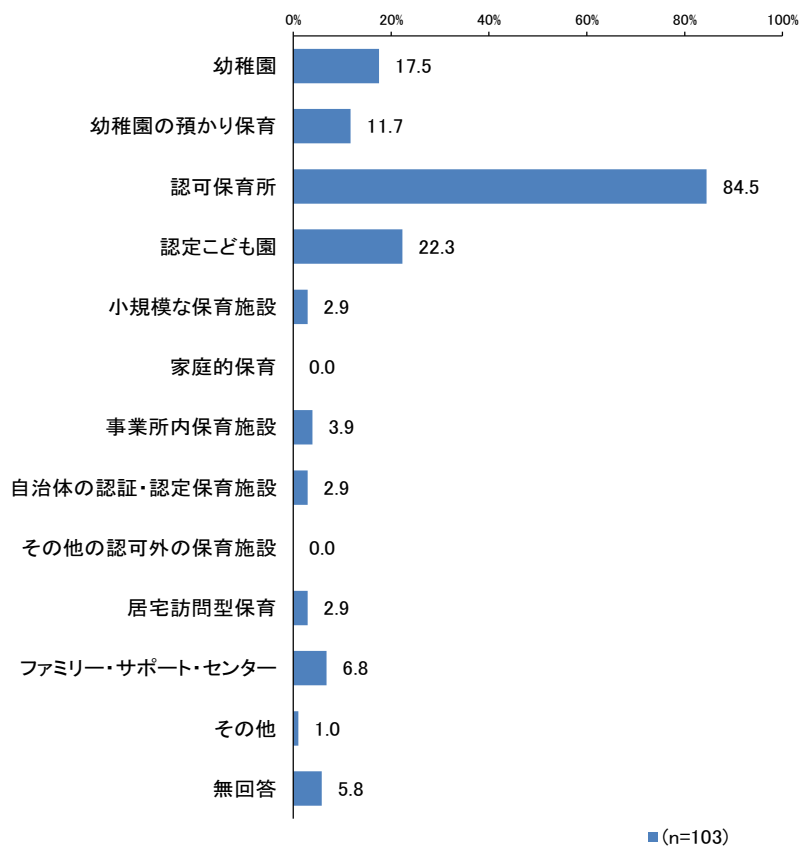
保育園などの「定期的な教育・保育の事業（施設）」の利用の有無を児童の年齢別にみたところ、3歳以上の児童は全員が利用しており、0歳で3分の1、1歳で3分の2など、低年齢のうちから、多くの児童が利用している状況がみてとれます。

また、利用したい施設（事業）の形態をたずねたところ、大半は、現在、本町にある「認可保育所」となっていますが、「認定こども園」、「幼稚園」などの回答もみられました。

■ 保育園などの「定期的な教育・保育事業（施設）」の利用の有無



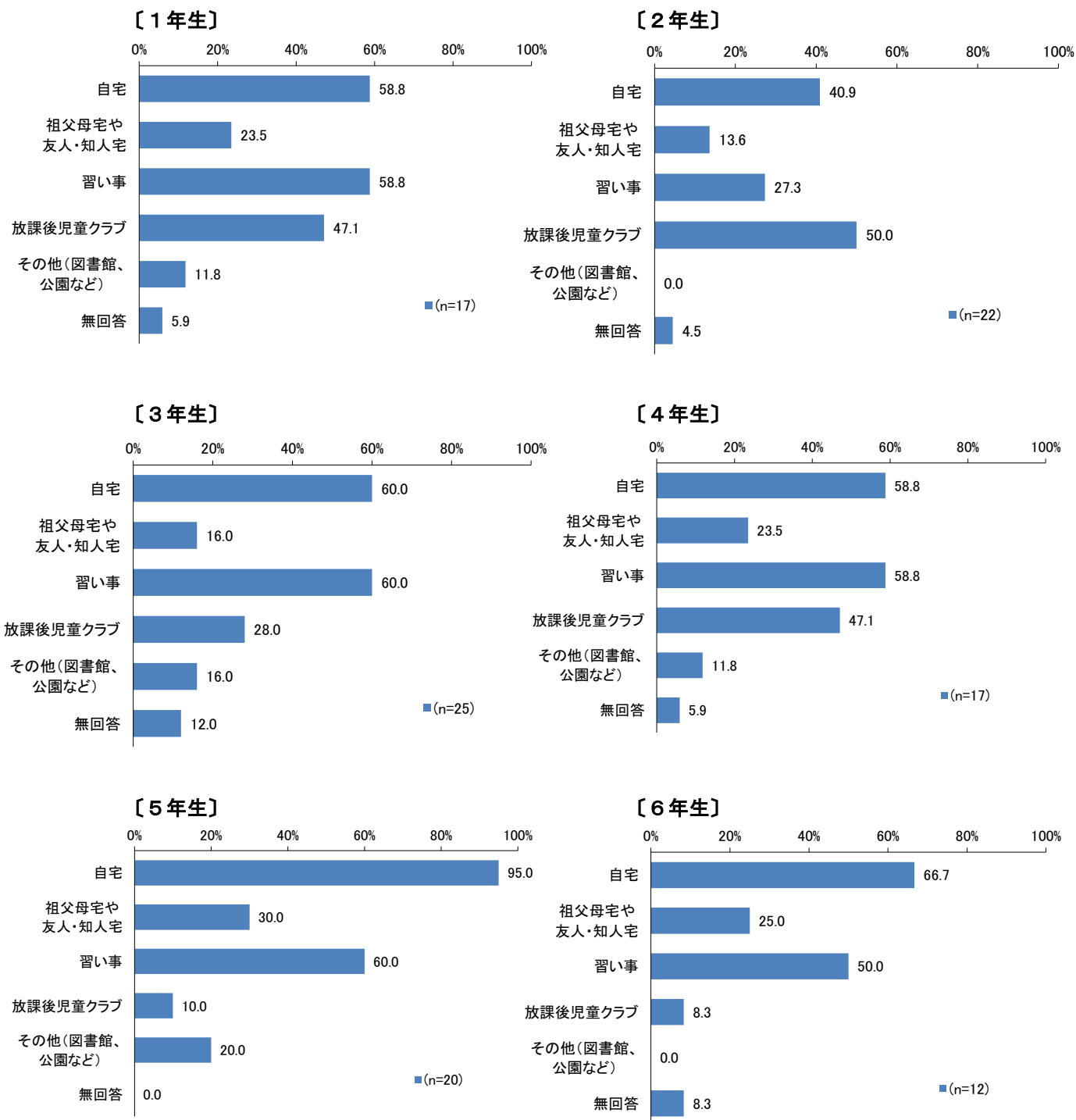
■ 定期的に利用したい教育・保育の事業（施設）



3) 放課後に過ごす場所の意向〔小学生アンケート〕

小学生の放課後に過ごす場所の意向について、学年別にみたところ、放課後児童クラブは、1～2年生で約5割、3年生で約3割、4年生で約5割、5～6年生で約1割となりました。また、習い事は、1年生と3～6年生で5～6割の希望がみられます。

■放課後過ごす場所の希望



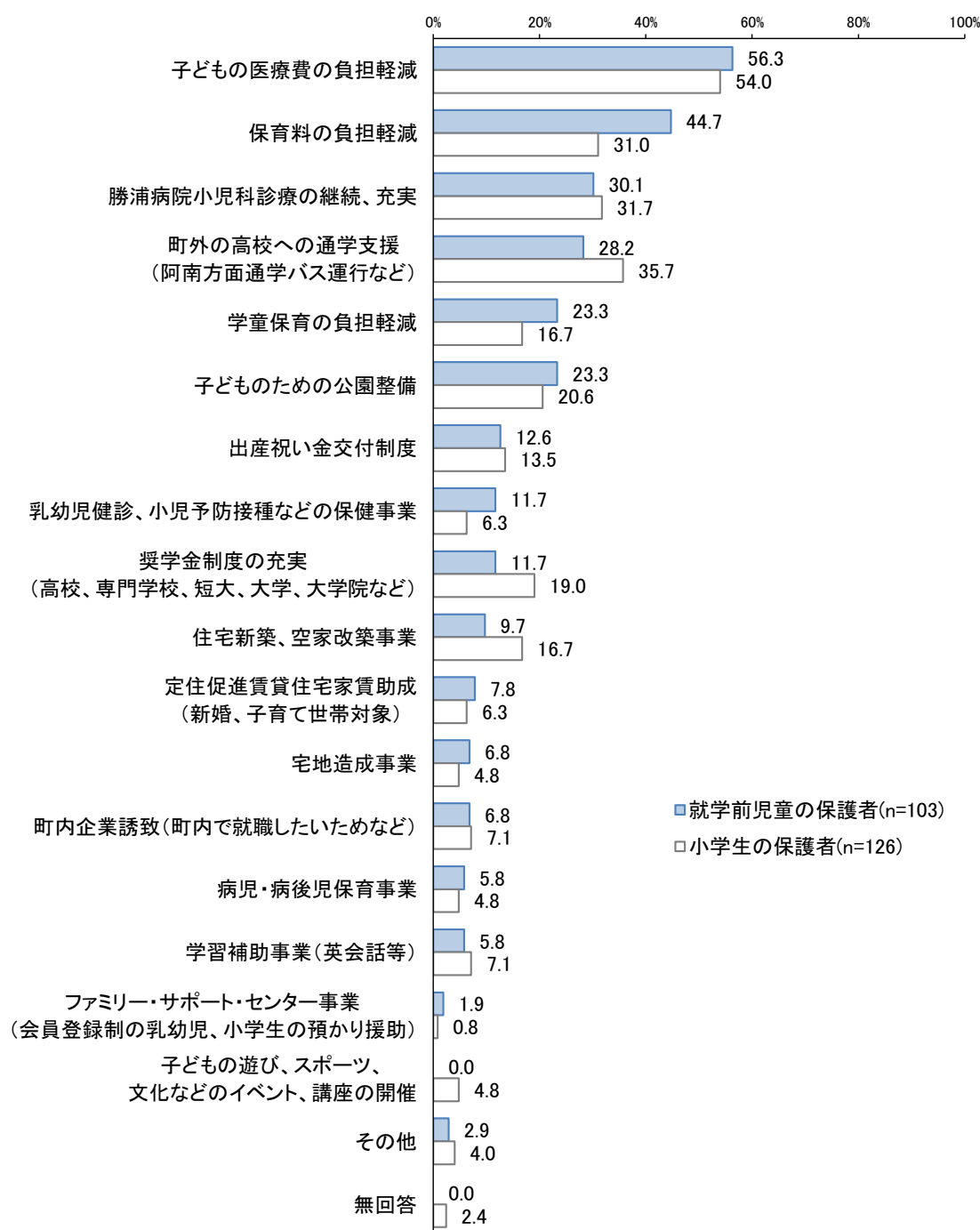
4) 町の子育て支援施策への意向

望ましい子育て支援施策についてうかがったところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「子どもの医療費の負担軽減」が最も多くなっています。

就学前児童の保護者では、次に「保育料の負担軽減」が多くなっていますが、小学生の保護者では、「町外の高校への通学支援（阿南方面通学バス運行など）」が多くなっており、傾向の違いがみられます。

また、「勝浦病院小児科診療の継続、充実」も多くなっています。

■子育て支援施策への意向



第3章 基本的な方向

1 基本理念

子育ての出発点は家庭であり、子育ては保護者が担うべき重要な役割です。しかし、少子化の進行や核家族化など家庭や地域をとりまく環境が大きく変化していることから、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り応援していくことが、今後はより重要になります。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

基本理念

みんなで支え、子ども・子育てが輝く・かつうら

本計画では、基本理念を「みんなで支え、子ども・子育てが輝く・かつうら」と定めます。保育園、小・中学校、放課後児童クラブ、子育て交流支援センター、その他子育てに関わる組織・団体や地域住民が、まちぐるみで子ども・子育てを支え、子どもたちの健やかな成長につなげていきます。

2 施策の柱

基本理念の実現をめざし、4つの柱を掲げて、施策を推進していきます。

1) 就学前保育・教育の推進

乳幼児期の子どもたちが、発育・発達段階に応じて、基礎的な生活習慣を身につけ、好奇心や探究心を持って、他の人々や周囲の環境と関わり、自分を表現する力を養えるよう、家庭、保育園、地域が連携し、就学前保育・教育を推進します。

2) 地域子ども・子育て支援の充実

住民が仕事と子育てを両立させることができるよう、また、悩みや不安を抱え込まずに子育てを楽しむことができるよう、地域子ども・子育て支援事業を中心に、その他の公的サービスや地域での支え合い活動も含め、多様な子育て支援ニーズを支えています。

3) 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援

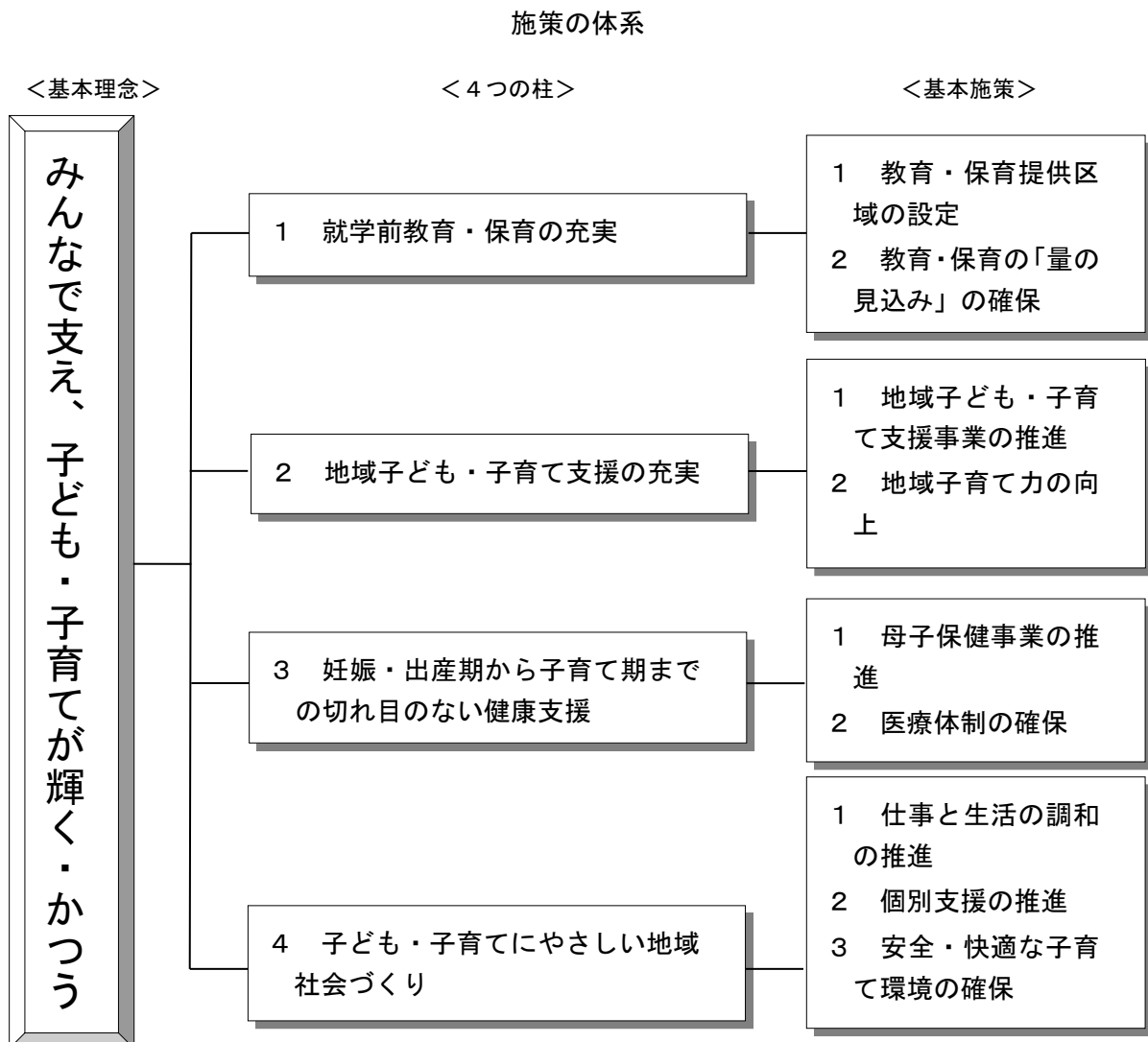
母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、きめ細かな相談支援や、健康診査、予防接種などの保健事業を行うとともに、医療体制を確保し、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援を進めます。

4) 子ども・子育てにやさしい地域社会づくり

ゆとりを持って子育てができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を図るとともに、道路の安全の確保など、安全・快適に子育てができる環境づくりを進めます。また、ひとり親など、福祉課題を抱える方へのきめ細かな個別支援を推進します。

3 施策の体系

以下の体系に基づき、施策を推進します。



第4章 施策の展開

1 就学前教育・保育の充実

1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」と「確保の方策」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の就学前教育・保育の利用状況、施設の整備の状況その他の条件を勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。

2)教育・保育の「量の見込み」の確保

(1) 教育・保育の事業量の見込み

国による「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づき、アンケート調査結果と児童数の将来推計、町の保育園の現状等を踏まえ、量の見込み（必要利用定員総数）を算出し、確保方策を検討した結果は以下のとおりです。

【量の見込みと確保方策】

0歳児（3号認定）は、第1期計画期間中は、7～11人程度の利用がありました。アンケート調査結果から10～11人程度の利用を見込みます。

単位：人

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		11	11	11	10	10
②確保方策	保育所・認定こども園	11	11	11	10	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		9	11	9	7	

1～2歳児（3号認定）は、第1期計画期間中は、35～46人程度の利用がありました。アンケート調査結果から35～39人程度の利用を見込みます。

単位：人

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		35	39	39	39	37
②確保方策	保育所・認定こども園	35	39	39	39	37
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		35	46	35	37	

3～5歳児は、第1期計画期間中は、90人程度の利用があり、いずれも2号認定で、町内の保育園を大半の児童が利用し、年間数名が町外の保育・教育施設を利用していました。

アンケート調査結果からは、保育の必要性のない1号認定での見込み量が9～10人程度、保育の必要性があるが幼稚園を希望する2号認定での見込み量が8～9人程度、保育の必要性があり保育園を希望する2号認定での見込み量が66～77人程度と見込まれます。

本町では、1号認定や幼稚園を希望する2号認定に対応する特定教育・保育施設が地域にないことから、特例入所制度等により、保育園でこれらのニーズに対応していくものとします。

単位：人

1号認定（3～5歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		9	9	10	10	10
②確保方策	幼稚園・認定こども園	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		0	0	0	0	

2号認定（3～5歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		8	8	9	8	9
②確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		0	0	0	0	

2号認定（3～5歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		67	66	75	72	77
②確保方策	保育所・認定こども園	84	82	94	90	96
第1期計画中的実績値 （下段は町外保育所入所児（内数））		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		93	85	96	96	
		3	3	7	3	

(2) 提供体制、確保方策の考え方

町内の2か所の保育園（定員 130 名）と町外の教育・保育施設への広域入所により、提供体制を確保していきます。

(3) 教育・保育の一体的提供の推進方策

就学前教育・保育施設は、国が定める幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育保育要領に沿って、教育・保育が推進されています。これらは、平成 30 年に大幅な改正がなされ、はじめて、保育所保育指針に、保育所保育における幼児教育の積極的位置づけが付されて、名実ともに、それぞれの施設の教育・保育内容が共通化されました。このため、町内保育園において、保育所保育指針に沿った教育・保育の一体的提供を促進していきます。

■新しい教育要領・保育指針の項目の比較

幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
文部科学省	厚生労働省	内閣府
第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 第6 幼稚園運営上の留意事項 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など 第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 2 養護に関する基本的事項 3 保育の計画及び評価 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 第2章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 第3章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 食育の推進 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 4 災害への備え 第4章 子育て支援 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 3 地域の保護者等に対する子育て支援 第5章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等 4 研修の実施体制等	第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項 第3章 健康及び安全 第1 健康支援 第2 食育の推進 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理 第4 災害への備え 第4章 子育ての支援 第1 子育ての支援全般に関わる事項 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>これまでの保育指針では、すべての年齢を通じた共通の記載となっていたが、3歳以上児のねらいの項目を設けて、内容も教育要領と共通化された。</p> </div>		

2 地域子ども・子育て支援の充実

1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、保育園で、通常の保育時間を超えて子どもを預かる事業です。

平成 27～30 年度にかけて、8～17 人の利用がありました。

アンケート調査での利用希望から算出したニーズ量は 21～23 人程度と、実績ベースより多くなっていますが、これを量の見込みの最大量と想定し、これを提供できる体制の確保を図ります。

■ 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	21	21	23	22	22
②確保方策	21	21	23	22	22
第 1 期計画中的実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	17	10	13	8	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者の就労等により昼間（放課後等）に留守家庭等となる小学生児童に対し、集団活動を通じて児童の健全な育成及び豊かな情操を育む生活習慣を習得させることを目的とした事業です。本町では、横瀬小学校のだけのこクラブと生比奈小学校のちゃいんどクラブがあります。

平成 27～31 年度（各年 4 月現在）にかけて、低学年で 30～40 人程度、高学年で 15～20 人程度の利用がありました。

アンケート調査での利用希望から算出したニーズ量は、低学年で 30～33 人、高学年で 17～19 人となっており、現在の提供体制の維持確保を図ります。

■ 量の見込みと確保方策

単位：人

低学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	33	33	30	30	29
②確保方策	33	33	30	30	29
第 1 期計画中的実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	32	30	39	40	37

高学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	19	18	17	18	18
②確保方策	19	18	17	18	18
第 1 期計画中的実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	18	18	20	15	15

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業には、ショートステイとトワイライトステイがあります。

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

徳島県では、県内の児童養護施設等でショートステイとトワイライトステイを利用できる体制を整えていることから、過去4年間は本町では利用実績がないものの、今後、突発的に利用ニーズが生じる可能性があるものと想定し、保護の必要な児童・家庭が生じた場合には、円滑な利用を図ります。

■ 量の見込みと確保方策

単位：人日／年

ショートステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3	3	4	4	4
②確保方策	2	2	2	2	2
第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	0	0	0	0	
トワイライトステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	0	0	0	0	

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があり、本町では、勝浦みかん保育園で実施している事業がそれにあたり、子育て交流支援センターの事業はこれには該当しません。

平成 27～30 年度にかけて、0～2 歳児分で年間 800～1,000 人回程度の利用がありました。

アンケート調査での利用希望から算出したニーズ量は 1,132～1,204 人回と、実績ベースより多くなっていますが、これを量の見込みの最大量と想定し、これを提供できる体制の確保を図ります。

■量の見込みと確保方策

単位：人回／年

0～2 歳児分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,132	1,204	1,204	1,175	1,146
②確保方策	1,132	1,204	1,204	1,175	1,146
第 1 期計画中的実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	898	782	998	831	

(5) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

徳島ファミリー・サポート・センターにより広域連携で実施されており、平成 27～30 年度にかけて、小学生分では、年間 95～214 人日程度の利用がありました。

アンケート調査での利用希望から算出したニーズ量は 84～94 人日程度となっており、これを提供できる体制の確保を図ります。

■量の見込みと確保方策

単位：人日／年

小学生分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	94	91	84	86	84
②確保方策	94	91	84	86	84
第 1 期計画中的実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	214	130	134	95	

(6) 一時預かり事業

保護者の断続的、短時間の就労などにより家庭での保育が困難になるときや、保護者の病気などにより一時的に家庭での保育ができないときに、保育園などで乳幼児を預かる事業です。

アンケート調査での利用希望から算出したニーズ量は年間 200 人日台となっています。

本町では、通常保育にできるだけ多くの児童が入所できるよう体制を整えることを基本としており、一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て短期支援事業などの広域で実施している事業の周知を図り、利用促進を図ることでニーズへの対応を図ります。

■ 量の見込みと確保方策

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230	234	251	243	249
②確保方策	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	0	0	0	0	

(7) 病児・病後児保育事業

児童が病気の時や、その回復期に、医療機関などに付設された専用の保育スペースで、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

町内に施設はなく広域連携で実施されており、平成27～30年度にかけて、年間5～18人日程度の利用がありました。

アンケート調査での利用希望から算出したニーズ量は126～137人日と、実績ベースより多くなっていますが、町内での実施は難しく、病気の子どもを市外の施設に有償で預けてから仕事に行くという方法を選択せず、仕事を休んで看病したり、親族等に預けるという方法を選択される方も多いと想定し、実績ベースから、年間20人日程度の提供体制を確保していきます。なお、徳島ファミリー・サポート・センターでは、病児保育施設などへの「つなぎ役」となる「病児・病後児預かりサポート」も実施しています。

■ 量の見込みと確保方策

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	126	128	137	133	136
②確保方策	20	20	20	20	20
第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	5	18	9	8	

(8) 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人につき、14回分の受診券を交付しています。

妊婦健康診査事業の平成27～30年度の利用実績は35～45人であり、量の見込みは32～35人程度と設定し、供給体制を確保していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	35	35	32	32
②確保方策	35	35	35	32	32
第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	35	45	43	35	

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みは、0歳人口の推計値と同数とし、供給体制を確保していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	26	26	26	24	24
②確保方策	26	26	26	24	24
第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	20	29	29	25	

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業です。

養育支援訪問事業の平成27～30年度の実績は年間2～6人であり、量の見込みは6人程度と想定し、供給体制を確保していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
第1期計画中的実績値 ()内は延人数	平成27年度 4(8)	平成28年度 3(12)	平成29年度 2(4)	平成30年度 6(16)	

(11) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業です。

本町では、就学前児童の子育てに関する窓口は、福祉課に一元化されており、利用者支援事業の趣旨である「子育てに関する包括的なワンストップ・サービス」は実施しているため、本事業を改めて実施する必要性は低いものの、子ども・子育て支援制度のもとで、本事業を活用した取り組みが本町にとって有効と判断される場合には、本事業を導入していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本町では実施をしていませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の適用体制の確保を図る事業です。

現在、本町では実施をしていませんが、必要に応じて事業実施について検討します。

2) 地域子育て力の向上

(1) 情報提供・相談の充実と交流の促進

少子化の影響により、子育てに関する情報が得られにくい、育児不安がつのる状況にあります。特に、転入者などで、祖父母や親戚などによる支援が受けにくい場合は不安が一層大きくなります。

こうした背景の中、本町では、「子育てガイドブック」やホームページ、「広報かつうら」などにより子育て情報を提供するとともに、福祉・保健・教育各セクションによる相談事業、地域子育て支援センター、子育て交流支援センターなどでの交流事業を行っています。

今後も、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
広報誌等の充実	住民と子どもとの交流活動への参加を促進するため、町広報や社協だより等への子どもに関する情報の掲載をしています。	福祉課
子育て情報誌・パンフレット等の活用促進	福祉課、地域子育て支援センターなど子育てに関わる諸機関で子育て情報誌やパンフレット等を作成し、配布しています。	福祉課
ホームページの活用	子育て情報の充実を図るとともに、子育て交流の1つの媒体としてホームページの活用に努めています。	福祉課
住民の情報発信の支援	子育て情報誌の発行やホームページの作成など、子育てサークルやボランティアなど住民による自主的な情報発信を支援しています。	福祉課
相談サービスの一元的な周知	各種相談サービスについて、多様な情報媒体で積極的に広報して周知を図っています。	福祉課
相談コーディネート機能の強化	「教育相談室」を教育委員会に設置しています。	教育委員会
療育・発達相談体制の充実	保護者の不安を少しでもなくし、指導や適切な訓練・療育に結びつくよう努めています。	福祉課 教育委員会

事業名等	事業内容	担当課
いじめ・不登校などの相談体制の充実	各保育所・小中学校など子どもが通所・通学するあらゆる機関や、総合型地域スポーツクラブ（NPO 法人 K-Friends）、子ども会・スポーツ少年団などあらゆる任意団体と、日頃からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に対応しています。	教育委員会
民生・児童委員、主任児童委員の相談体制の強化	民生・児童委員や主任児童委員の資質向上のための取り組みをしています。	福祉課
相談内容のプライバシーの保護と共有化	各機関での相談内容の守秘義務を厳守し、住民のプライバシーを最大限尊重します。一方、プライバシーを侵害しない範囲で、各機関が情報の引き継ぎを的確に行っています。	福祉課
各相談員の研修の充実	相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、担当者の研修の充実を図っています。	福祉課

(2) 住民による子育て支援活動の活性化

本町では、全地区に愛育班が組織され、昭和 49 年以来、地域に根ざした健康づくりを展開し、平成 26 年度には、健やか親子 21 全国大会で全国表彰も受けています。

また、平成 18 年には、育児サークル「はぐくみクラブ」も組織され、子育て交流支援センターを拠点に、ベビーマッサージや親子ヨガ、読み聞かせなど、多彩な交流活動を継続しています。

家庭の子育て力の低下が顕在化するなか、こうした活動の一層の活性化を図り、地域子育て力を維持・発展させていきます。

事業名等	事業内容	担当課
地域活動の人材の育成・確保	愛育班活動による、保健事業への参加協力、受け持ち世帯への声かけ等の活動支援を行っています。	福祉課
児童・生徒・学生への福祉教育の推進	児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進しています。	福祉課
児童委員、主任児童員活動の充実	研修等を通じ、資質の向上を図り、地域における児童や保護者の相談役、子育て支援のリーダーとして、その機能が十分に果たせるよう支援しています。	福祉課
ブシ子育て世代の子育てへの関心の喚起	中学生の子育てへの関心の喚起を図るため「職場体験事業」などにより、性や生、子育てについて学習する機会や場の提供に努めています。	教育委員会 福祉課
保育・教育施設の子育て拠点化の促進	町内の保育所や学校をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、児童と地域住民との交流や、子育て中の保護者同士の交流を図っています。	福祉課 教育委員会

事業名等	事業内容	担当課
子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化	町社会福祉協議会などと連携しながら、子どもに関わるボランティア活動・NPO活動の活性化に努めています。	福祉課
自治会等の充実	地域の協力活動による結びつきを強化し、子どもの見守り体制の強化に努めています。	全課
子育てサークルの活動支援	子育て中の保護者同士が交流を深めるため子育て交流支援センター（子育てサークル「はぐくみクラブ」）を設立しています。また、地域子育て支援拠点施設（子育てサロン「こあら組」）でも活発な交流が行われています。	福祉課
世代間交流事業	高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進するとともに、様々な伝統・文化の伝承、また、交流の機会を通じて、子どもたちが高齢者をいたわる気持ちや社会性等を養い、地域での活動を行う機会づくりを行っています。	福祉課
子育て各時期での交流機会の充実	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子が、同じような世代の親子と交流が図れるよう、子どもや子育てに関する講座やイベントを開催しています。	福祉課 教育委員会
乳幼児と保護者の多様な社会参加の促進	産休明けや育児休業明けの年度途中入所を含め、低年齢児を保育所で受け入れるよう、人員体制の確保を行っています。	福祉課
自主グループの育成	活動場所の提供、支援講座を行っています。	福祉課
交流する施設の充実	公共施設や地域子育て支援拠点施設（子育てサロン「こあら組」）、子育て交流支援センター（子育てサークル「はぐくみクラブ」）、公園など子育て交流の場の施設の設備に努めています。	福祉課 教育委員会
開かれた学校づくりの推進	社会人講師制度や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れてます。	教育委員会

(3) 男女共同参画の促進

性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性の周知・啓発に努めます。

男女の固定的役割分担意識を解消し、男性がより積極的に育児等に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。

事業名等	事業内容	担当課
男女共同参画意識の啓発	各種広報などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発しています。男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、共に家庭生活に責任を持つことができるよう広報・啓発に努めています。	住民課
子どもに関わる職業への男性の就業の促進	男性が、保育士や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成に向け、学校での福祉教育の充実を図っています。	教育委員会 住民課
男女平等教育の推進	学校、保育所などすべての保育・教育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発しています。	教育委員会 福祉課
政策決定への女性の参画の促進	組織の政策決定に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映しています。	全課
配偶者等による暴力の被害者対策の推進	配偶者等による暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）の被害者に対し、県や近隣市町村、関係機関と連携し、相談にあたっています。	住民課

3 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援

1) 母子保健事業の推進

(1) 妊娠・出産期の支援の充実

妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査等の公費助成を行うとともに、保健師等による保健指導などを行っていきます。

妊娠期は、産婦人科医療機関での健康管理が基本となるものの、限られた診察時間の中で、妊娠・出産・子育てに関する知識・技術を習得し、悩み・不安をすべて解消することは難しいことから、訪問・来所等による相談支援を行っていきます。

事業名等	事業内容	担当課
母子保健の知識の普及	母子健康手帳の交付、啓発冊子の配布をしています。	福祉課
医療機関との連携強化	妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要と判断された場合、医療機関から情報提供が行われます。情報提供を受けた際には、保健師が家庭訪問し、訪問結果を医療機関に報告しています。保健・医療・福祉の各関係機関が連携して支援を行っています。	福祉課
妊婦健診の充実	妊娠中の母体の健康状態を診査するために実施される妊婦一般健康診査の受診票が14枚発行されます。これは、県内の医療機関であれば利用が可能で、妊娠期の健康管理を行うとともに、健康で快適に出産ができるように支援します。また、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるように、出産前後において必要に応じ、電話、面接、訪問等により、妊産婦の相談に対応しています。	福祉課
事故防止の啓発の強化	各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）への対策など、事故防止に関する啓発を行っています。	福祉課

事業名等	事業内容	担当課
保健衛生の向上	妊娠を予定または希望している女性（妊婦は除く）のうち、風しん抗体検査の結果が陰性の方で風しんワクチンの予防接種を受けた場合、その費用の一部を助成しています。	福祉課
思春期保健の強化	母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策などを実施しています。	教育委員会

（２）乳幼児健診の推進

乳幼児の疾病の早期発見と健全な発育発達を促進するため、乳児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児への健診を実施しています。

各健診時に、専門職スタッフにより、健康情報の提供や相談支援を行い、疾病の早期発見と健全な発育発達につなげていきます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
健康診査の充実	乳幼児健康診査、学校での健診を充実し、発達を確認するとともに疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげます。	福祉課 教育委員会

(3) 健康教室事業の推進

本町では、母子保健事業の中で、離乳食講習会など、親と子の健康づくりに関する教室を年次計画に基づき開催しています。

今後も、子育てに関する正しい健康知識を学習し、実践していけるよう、健康教室事業を推進します。

事業名等	概要	担当課
健康教育の充実	育児のための知識の習得や健康管理などの情報提供を行っています。また、出産後もそれぞれの発達段階に応じた健康教育を実施しています。	福祉課
母子保健相談の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得ることができるよう、指導や相談対応を行っています。	福祉課
小児生活習慣病等の予防の推進	愛育班との連携のもと、母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、親子への好ましい生活習慣の指導を行っています。	福祉課 教育委員会
食育の推進	栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」を行っています。 教育委員会では、住民に「食育カレンダー」を配布するとともに、給食センターとの協働で「地場産物を活用した 学校給食献立レシピ集」を作成し、中学校の卒業祝いとして配布しています。	福祉課 教育委員会 農業振興課

(4) 予防接種の接種率の向上

法定予防接種は、主に医療機関で実施されていますが、町では、乳児家庭全戸訪問事業時などにその内容を説明し、接種勧奨を行っています。

各種感染症の予防のため、予防接種の接種勧奨に努め、接種率向上を図ります。

事業名等	概要	担当課
予防接種の適切な受診の促進	予防接種の適切な受診を促進しています。	福祉課

2) 医療体制の確保

(1) 子どもはぐくみ医療費の助成

本町では、18歳に達した年度末までの子どもの保険診療による自己負担額を、0～6歳は全額無料とし、7歳以上は1レセプト600円の自己負担により残りを無料としています。子育て家庭の経済的負担を軽減するため、本制度を継続していきます。

事業名等	事業内容	担当課
子どもはぐくみ医療費助成事業	18歳の年度末までの子どもの保険診療分の医療費を助成します。(7歳以降は一部自己負担あり。食事療養費の給付はなし)	福祉課

(2) 地域医療の確保

本町では、国民健康保険勝浦病院に小児科を開設し、身近な地域で小児科一次医療を受けられる体制を確保しています。

今後も、地域で子育て家庭が安心して医療を受けられる体制の確保に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
小児医療体制の充実・普及促進 《県事業》	地域の医療機関との連携を図るとともに、夜間・休日の救急についての相談窓口として、徳島こども医療電話相談事業（#8000）を行っています。看護師等が急な相談に応じてくれる窓口として、普及に努めています。	福祉課

(3) 不妊症治療支援の推進

不妊症治療に対して、県の制度に加え、町独自の「勝浦町こうのとり応援事業」による助成を実施しています。

不妊症治療により妊娠・出産に結びつくケースが年々増えていることから、県と連携しながら、制度の充実に努めていきます。

事業名等	事業内容	担当課
不妊治療・周産期医療体制の充実促進	県における不妊治療、周産期医療の充実のために取り組んでいます。	福祉課
勝浦町こうのとり応援事業	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受けたご夫婦に対して当該治療に要する費用の一部を助成しています。	福祉課

4 子ども・子育てにやさしい地域社会づくり

1)仕事と生活の調和の推進

(1) 町内事業所の実践活動の促進

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)とは、仕事も生活も大切にすることで、どちらかを犠牲にする場合よりも、仕事の質、生活の質の両方をより高めることをめざす取り組みです。

有給休暇や、男性を含む育児休業、正規職員の短時間勤務など、「仕事と生活の調和」を図る制度の利活用を、関係機関と連携しながら、住民、事業主に啓発し、働き方改革を進めていきます。

事業名等	事業内容	担当課
育児休業制度の普及・定着	育児休業制度の普及・定着のため、広報など様々な媒体を活用して周知しています。	企画交流課
労働条件改善の促進	男性を含めた働き方の見直しにより「仕事と生活の調和」を実現できるよう、「早く家庭に帰る日」の普及等による時短や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を図っています。	企画交流課
女性の再雇用に対する事業所への啓発	事業所に対し、出産や育児等により退職した女性の再雇用の啓発を行っています。	企画交流課
ポジティブ・アクション※の導入の促進	町内事業所が、法定基準を上回る福利厚生などの取り組みなどを行うことを「子育て支援優良企業表彰」などで国・県とともに支援しています。	福祉課

※ポジティブ・アクション：雇用の場において性別による事実上の格差を解消するため、企業が積極的な取り組みを行うこと

(2) 女性のキャリアアップの支援

女性は、結婚、妊娠、出産や子育ての状況により、それまでの職業的キャリアが途切れ、再度、職業社会に復帰する際に、男性と比べて大きなハンデがあります。

女性が地域の職業社会で活躍することは、地域の活性化に重要であるだけでなく、働くお母さんの姿を子どもに見せることが子どもの心身にもよい影響を与えられことから、関係機関と連携しながら、女性のキャリアアップを支援していきます。

事業名等	事業内容	担当課
女性の再就職への支援の強化	出産や育児等により退職した女性が再就職しやすいよう、ハローワークなどでの相談や情報提供を行っています。	企画交流課
経済的自立が可能な仕組みづくりの促進	国・県・経済団体等とともに、雇用の安定に努めるとともに、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差などを是正する仕組みづくりを行っています。	企画交流課
女性の社会参加の促進	女性が社会で果たしている役割の重要性を認識し、対等に活躍できる環境づくりに努めています。	住民課

2) 個別支援の推進

(1) 子育てにかかる経済的な負担の軽減

子育てにかかる経済的支援として、中学校修了までの子どもに対する「児童手当」や、本町独自の「出産祝金」、保育料の減免などを行っています。

保育料については、令和元（2019）年10月から、国により、3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の無償化が開始されています。

今後も、国・県の制度の動向をふまえながら、本町独自に子育てにかかる経済的な負担の軽減を図り、子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを進めます。

事業名等	事業内容	担当課
保育料等の負担の軽減	保育所の保育料、小中学校を含めた教材費、給食費などは、適切な負担となるよう努めています。	福祉課 教育委員会
周知の促進	既存の各種経済的支援制度の利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知を図っています。	福祉課

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援として、町では、「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費助成」、「母子父子寡婦福祉資金貸付」などの経済的支援制度のほか、児童訪問援助員（ホームフレンド）が子どもの話し相手や遊び相手となり、生活や学習の指導を行う「ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業」を実施しています。

また、ひとり親家庭が相互交流を図る「母子寡婦福祉会」、「父子福祉会」の活動を支援しています。

今後も、ひとり親が安心して生活できるよう、これらの制度を推進していきます。

事業名等	事業内容	担当課
ひとり親家庭相談の充実等	母子父子自立支援員や民生委員児童委員などと連携し、きめ細かい相談を実施しています。 また、就労促進を図るため、技能習得の機会の情報提供等に努めるとともに、母子会や父子会への支援を行っています。	福祉課
児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に手当を支給しています。（所得制限あり。）	福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父母及びその扶養している児童、父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成しています。（父母は入院のみ。所得制限あり。）	福祉課
母子父子寡婦福祉資金制度	母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るため各種貸付を行っています。	福祉課
母子世帯小口資金の貸付	町母子会員の母子家庭の母が少額の資金を急いで必要とするとき資金を貸付けています。	福祉課
母子年金の支給	母子家庭の母親に対し、年額 10,000 円を支給しています。（所得制限など要件あり。）	福祉課

(3) 障がい児等への支援

障がいや発達の遅れ等に対しては、乳幼児健診等で早期に発見し、子どもの普段の様子を観察・把握して保護者の心配ごとを共有しながら、一人ひとりにきめ細かな個別支援計画に基づき、適切な療育・発達支援につなげています。

身近な町内の保育園、小中学校で保育・教育が受けられるよう、保育士、教職員が専門的な指導・支援技術を学習・習得するとともに、加配職員の配置など十分な職員体制となるよう努めています。また、児童発達支援事業所・センター、放課後等デイサービスなど、専門機関への通所など、障がい児福祉サービスを給付しています。

今後も、関係部門が連携を密にしながら、きめ細やかな支援に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいがある 20 歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母または養育者に対して支給しています。(所得制限あり。)	福祉課
障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の児童に対して支給しています。(扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。)	福祉課
障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障がい・発達の遅れ等の早期発見に努めています。	福祉課
各療育機関の充実の促進	各療育機関の療育メニューの充実や、指導員の知識・技術・資質の向上のための取り組みを行っています。	福祉課
障がい児保育・特別支援教育の充実	各保育所・小中学校で障がい児や発達上気になる児童を受け入れ、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、補助員など人員の確保、施設の充実、保育・教育内容・技術の研修などを行っています。	福祉課 教育委員会
在宅生活の支援の強化	障がいのある子や育児者の在宅生活を支援する福祉サービスを提供しています。また、障がいのある子を持つ親の会や障がい児を支援する各種ボランティアの育成に努めています。	福祉課

(4) 要保護児童等への支援

虐待を受けたり、受けている恐れがあるなど、要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関職員で構成される要保護児童対策地域協議会を運営し、情報共有に努めています。

全国的に児童虐待事件が多数、発生し、令和2（2020）年4月からは、親の子どもへの体罰の禁止などを定めた改正児童虐待防止法・改正児童福祉法が施行される中で、子育て不安の軽減を図り、虐待等の未然防止に努めるとともに、要保護児童等に対する見守りネットワークを強化していきます。

事業名等	事業内容	担当課
保護者の心の健康づくりの促進	子育ての悩みに関する保護者同士の相談や交流などの場を提供しています。	福祉課 教育委員会
見守りネットワークの充実	子ども女性相談センター、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生委員児童委員などが連携し、児童虐待防止や早期発見、適切な対応が行えるよう努めています。	福祉課 教育委員会
虐待通告義務の周知	保育所、学校等を含め、広く住民に周知しています。	福祉課 教育委員会
児童の適正な保護の促進	要保護児童を早期に発見し、警察や子ども女性相談センターと連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所など適切な対応に努めています。	福祉課 教育委員会
児童虐待の相談体制の強化	要保護児童対策地域協議会の構成機関（子ども女性相談センター、警察、主任児童委員等）などと連携しながら、児童虐待に関する相談への迅速・的確な対応に努めています。	福祉課
広報・啓発の推進	「児童の権利に関する条約」に基づいた、子どもの人権が尊重されるまちづくりをめざして、あらゆる媒体・機会をとらえ広報啓発を図っています。	教育委員会
権利擁護活動の促進	住民による、子どもの人権を守るための活動を支援しています。	福祉課
地域活動への子どもの意見の反映	子ども主体の取り組みとなるような仕組みづくりを行っています。	教育委員会

(5) 子どもの貧困対策の推進

国によると、日本の子どもの7人に1人が、可処分所得122万円未満の相対的貧困家庭で生活しているとされています。

生活困窮者支援として、税や公共料金の減免制度や、就学援助、生活福祉資金貸付制度などを引き続き実施するとともに、子どもの貧困対策を進める地域の活動を促進していきます。

事業名等	事業内容	担当課
育成医療の給付	18歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障がい、または先天性内臓・心臓疾患の障がいのある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療の給付を行っています。	福祉課
重度心身障がい者（児）に対する医療費の助成	重度の心身障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成しています。（所得制限など要件あり。）	福祉課
小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付	18歳未満の小児慢性特定疾病児童に対して、在宅医療に必要な日常生活用具の給付を行っています。（所得に応じた自己負担あり）	福祉課
養育医療の給付	出生時の体重が2,000g以下の未熟児など症状の重い乳児が指定医療機関に入院した場合、医療費を給付しています。	福祉課

3) 安全・快適な子育て環境の確保

(1) 安全なまちづくりの推進

災害や事故・事件から子どもたちの生命・身体・財産を守るため、全町一斉防災訓練や、交通安全教室、「見守り隊」による登下校時の見守りなど、地域ぐるみで防犯・防災・交通安全活動を推進しています。

今後も、こうした地域ぐるみの活動を継続するとともに、公共施設の耐震化、交通安全施設の充実など、必要な対策を推進していきます。

事業名等	事業内容	担当課
子育て支援設備の整備	公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備、設置に努めています。	全課

事業名等	事業内容	担当課
安全な学校づくりの推進	警察、PTA、ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めています。	教育委員会
交通安全施設等の整備	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通所路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図っています。	住民課 建設課 教育委員会
交通安全意識の高揚	交通安全キャンペーンを実施し、子どもや高齢者を中心に交通安全意識の向上を図っています。	住民課
子どもに配慮した防災対策の推進	保育所・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策を行っています。	総務防災課 教育委員会 福祉課
子どもに配慮した防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止に向け、防犯灯の充実や地域での見守りの啓発などを行っています。特に、子ども110番の家について、協力家庭・事業所の拡大を図るとともに、制度の趣旨を住民に周知しています。	総務防災課 教育委員会
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深めるため、警察や医療機関等の関係機関と連携し普及・啓発に努めています。	福祉課 教育委員会
有害環境対策推進	性や暴力等の有害情報は、非行や犯罪など子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体・PTA・ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係団体に対する働きかけを行っています。	教育委員会
体験教育・体験保育の積極的な導入	各保育所・小中学校において、自然体験、生活体験、社会体験等を実施しています。	福祉課 教育委員会
環境学習活動の促進	自然と親しむ活動を通じて、環境への理解を深め、環境を守ろうとする心と態度の育成に努めています。	教育委員会
福祉体験活動の促進	社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設などと連携をし、福祉体験機会の企画・実施をしています。	教育委員会

(2) 身近な活動の場の充実

子育て家庭へのアンケート調査では、本町には親子連れで遊べる公園が少なく、町外の施設を利用している、という意見も複数みられました。

町内には、星谷運動公園や石原農村公園があるほか、図書館、町民体育館などの公共施設が利用されており、保育園では園庭開放も行われていますが、子ども同士や親子連れで楽しく過ごせる場の一層の充実に向け、検討を進めていきます。

事業名等	事業内容	担当課
身近な活動の場の充実	子どもたちに身近な公園の整備とその適正な維持管理に努めます。また、校庭の遊び場としての活用を検討していきます。	全課
スポーツの推進	グラウンド、テニスコート等の屋外スポーツ施設の充実や、スポーツ教室を実施、スポーツ選手の講演や練習を誘致しています。また、指導者の養成と資質の向上を図っています。	教育委員会
総合型地域スポーツクラブ（NPO 法人 K-Friends）の拡充	地域住民のニーズに合わせた多様なプログラムを実施し、誰もが気軽に参加し、楽しめる自主的なスポーツクラブである総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人 K-Friends」の普及を図っています。	教育委員会
地域での屋内遊びの場の拡充	子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる地域の屋内遊びの場の拡充を図っています。	福祉課
図書館機能の充実	子ども向け蔵書等の充実や、施設・設備の定期的な更新と情報ネットワーク化、読み聞かせボランティアの活性化に努めています。	教育委員会
郷土資料展示室の充実	郷土資料展示室の充実により、子どもたちが恐竜化石、四国霊場鶴林寺などの郷土の歴史や文化を学べる環境を整備しています。	教育委員会
こども会活動の活性化	リーダーの育成や活動の充実を図っています。	教育委員会

事業名等	事業内容	担当課
各種活動の促進	各地域に古来伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動、学校のクラブ活動や課外活動、各地域の生涯学習活動、生活体験活動の実施を支援しています。また、体験機会の多様化と体験の質の向上を図るため、生涯学習分野での子どもや親子を対象とした体験講座・イベントの企画・運営をしています。	教育委員会

第5章 推進に向けて

1 子ども・子育て会議を通じた計画の評価・推進

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する会議体で、本町においては、保育園の代表や保護者、地域の子育て支援関係者、行政関係者など、様々な構成員により組織され、町福祉課が事務局を務めています。

この子ども・子育て会議を中心に、各施策の推進状況を適宜、評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

2 関連施策との連携の推進

本町では、4年を1期とする「勝浦町教育大綱」と毎年度の「勝浦町教育基本方針」に基づき、教育行政を推進しています。

また、町に人を呼び込み、活性化を図る「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2期計画を、令和2（2019）年度から令和6（2024）年度を計画期間として推進します。

「勝浦町第2期子ども・子育て支援事業計画」に掲げる施策は、教育、移住・定住など、これらの計画分野と密接に関係していることから、連携して推進し、施策効果を高めていきます。

また、本町では、令和2（2020）年度に「勝浦町総合計画」が期間満了となり、新たな総合計画が策定される予定であり、総合計画を上位計画として、関連施策の調整を図りながら推進します。

3 広域市町村や県との連携の推進

本計画には、保育園等の広域入所、地域子ども・子育て支援事業の広域連携による実施、障がい児福祉サービスの提供体制の確保など、広域市町村や県と共働で推進していく必要がある施策が位置づけられています。

これらの推進にあたっては、広域市町村や県との密な連携に努め、本町の子育て家庭に不便が生じないように努めていきます。